

第2回 本證寺境内保存管理計画検討会議

日 時 平成27年8月4日（火）
午前10時から12時
場 所 安城市歴史博物館講座室

1 あいさつ

2 協議事項

- (1) 計画策定の目的と理念の検討
- (2) 保存活用計画の基本方針の検討
- (3) 本質的価値と構成要素についての検討
- (4) ゾーニングと保存管理基準（案）についての検討
- (5) 保安計画の検討

3 その他

今後の検討会議の日程調整

第3回検討会議 9月15日（火）午後1時30分からを予定しています。

第4回検討会議

第5回検討会議

本證寺境内保存管理計画検討会議委員名簿

(委員)

分野	氏名	所属
学識経験者 (副委員長)	むらおか みきお 村岡 幹生	中京大学文学部教授 (日本中世史)
学識経験者	すずき まさたか 鈴木 正貴	愛知県埋蔵文化財センター調査研究専門員 (日本考古学)
地元有識者 (委員長)	あまの のぶやす 天野 暢保	安城市文化財保護委員会委員長
地元有識者	はやし まさひろ 林 昌弘	安城市文化財保護委員会副委員長
地元関係者	おやま こうえん 小山 興円	本證寺住職
地元関係者	や た まさかつ 矢田 正勝	野寺町本證寺委員
地元関係者	すぎうら まさし 杉浦 政司	野寺町本證寺委員

(助言者)

氏名	所属
さとう まさとも 佐藤 正知	文化庁記念物課 主任文化財調査官
のぐち てつや 野口 哲也	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主査

(事務局)

氏名	所属
すぎやま はるき 杉山 春記	安城市教育委員会 教育長
かみや ひでなお 神谷 秀直	安城市教育委員会生涯学習部 部長
まき ひろゆき 牧 浩之	安城市教育委員会生涯学習部文化振興課 課長
さいとう ひろゆき 齋藤 弘之	安城市教育委員会生涯学習部文化振興課 文化財係長
いとう もとゆき 伊藤 基之	安城市教育委員会生涯学習部文化振興課 文化財係専門主査
にしじま ようすけ 西島 庸介	安城市教育委員会生涯学習部文化振興課 学芸員

本證寺境内保存管理計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本證寺境内保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）の策定に関し、意見を聴取するため、本證寺境内保存管理計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議では、次の事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 本證寺境内の本質的価値と構成要素に関する事項
- (2) 本證寺境内および周辺地域の保存管理に関する事項
- (3) 本證寺境内および周辺地域の整備活用に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元有識者
- (3) 地元関係者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

3 会議には、助言者を若干名置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画の策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて、教育委員会が補欠委員を委嘱する。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、議長を務める。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、教育委員会生涯学習部文化振興課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

国史跡 本證寺境内保存活用計画検討事項

1. 計画策定の目的と理念の検討

今後の整備計画も視野に入れた、保存活用計画の目的及び基本理念を定める。

2. 保存活用計画の基本方針の検討

基本方針を検討し設定する。特に史跡部分だけでなく周辺地域の将来像について、定まったイメージが共有できるようにする。

3. 対象範囲とそのゾーニングの検討・設定

本證寺境内の本質的価値とその構成要素のおよぶ対象範囲について検討し、設定する。具体的には、「寺内」周辺の歴史的経過や、景観を考慮する。また、具体的な地区別保存管理および活用整備のためのゾーン設定をそれぞれ行う。

4. 本質的価値と構成要素についての検討

各種調査で明らかとなった本證寺境内の本質的価値について明確に把握する。また、そうした本質的価値の構成要素については、史跡指定地（土地）などの直接的要素だけでなく、建造物や景観、無形文化財など不可分一体の諸要素を整理して、価値全体の構成要素とする。

5. 保存管理基準の検討

本證寺境内の本質的価値の構成要素について、ゾーニングによる区域ごとの保存管理基準をそれぞれ検討する。具体的には、次のとおりとする。

ア 保存管理の方法

イ 現状変更等の取扱い方針および基準

ウ 公有地化する範囲と将来の公有地化の計画

エ 環境を構成する諸要素（自然環境や景観等）の保存管理

6. 遺構保存手法の検討

堀と土塁などの遺構について保存手法（保存処理、保存修理、復元修理、保存施設など）を検討し、設定する。具体的には、北側雑木林内の土塁の崩落防止手法が主な対象になる。

7. アクセスおよび動線の検討

最大集客数等を踏まえた圏域を推定し、計画区域へのアクセス方法とともに、駐車場の広さやレンタサイクルなどのアクセス手段を検討する。また、計画区域内において、様々な本質的価値の構成要素が有機的に結合できるような動線を検討し、設定する。

8. 導入施設の検討

案内・学習施設（遺構説明板、ガイドンス施設等）、休養施設（「おもてなしの場」、アズマヤ、ベンチ、広場等）、便益施設（便所、駐車場等）、安全管理施設（柵、照明、サイン等）など、史跡公園的な整備に必要な諸施設を検討し、設定する。

9. 空間構成、整備水準及び維持管理、防災保安計画の検討

史跡公園として整備した場合の景観、散策、歴史・環境学習、レクリエーション等のニーズに応えるための空間的構成、整備水準及び維持管理方法を検討する。具体的には、前項の

導入施設のほか敷地造成、植栽、給水、雨水排水、汚水排水、園路広場、修景施設、グラウンドコート施設、構造物撤去、仮設等の計画について十分な検討を行ったうえで設定するものとする。

あわせて、火災や震災などの防災計画、防犯等の保安計画を検討し、設定する。

10. 地域に根ざし、「まちづくり」の中心となる位置付けの検討

本證寺境内全体が適切に保存管理され、広く活用されるためには、地域に根ざし、「まちづくり」の中心に位置付けられるような包括的な活用整備を行う必要がある。そのためには、周囲の景観を維持する何らかの「まちづくりルール」が設けられることが望ましい。また、ボランティア活動など地域と協力した施設等の運営方法や、そのための体制整備も不可欠である。さらに、学校教育との連携も求められる。これらについての検討を行う。

あわせて、ウォーキングコースとしての利用など、市民の「健康づくり」へ寄与できる方策の検討を行う。

11. 事業計画の見直し

本證寺境内全体において、整備が必要となる区域、整備内容を整理し、史跡整備までのスケジュール（短期計画、中長期計画）を検討する。また、そのために必要な発掘調査を計画する。あわせて、全体での概算事業費を算出するとともに、「歴史まちづくり法」などによる交付金、補助金等の支援制度を整理する。

ア 年度計画（短期計画、中長期計画）

イ 発掘調査計画

ウ 概算事業経費

12. 事業化に向けての課題等の整理

本證寺境内全体を整備する計画区域のうち整備・公開を進めるにあたり、課題となる事項について整理する。

ア 保存管理・運営に関する計画（地域住民、他寺院、市等の連携協力、責任分担など）

イ 周辺の関連文化財との有機的結びつきの計画

ウ 今後必要となる調査、手続き等

13. その他

これまでの検討内容に含まれなかったが、必要と考えられる事項について検討する。

検討スケジュール

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第1回（3月19日）					○								
第2回（8月4日）	○	○	○	○	○				○				
第3回（9月15日）			○	○	○	○			○				
第4回			○	○	○	○	○	○	○	○			
第5回										○	○	○	○